

山口労働局徳山公共職業安定所職員【育休代替臨時的任用職員】募集要項

山口労働局職員の育児休業取得に伴い、その代替職員を募集します。

1 職種

徳山公共職業安定所に臨時的に任用される常勤職員

2 業務内容

徳山公共職業安定所における以下の業務

- 失業の認定に関すること
- 雇用保険手続(資格決定)に関すること
- 受給期間の延長に関すること
- 就職促進手当の調査に関すること
- 教育訓練給付に関すること
- その他雇用保険関係業務全般

3 募集人数 1人

4 応募資格

(1)パソコンでのキーボード入力ができること(10分間で300文字程度)

(2)雇用保険業務に関する経験・知識があればなお良い

(3)以下に該当する方は応募できません

①日本国籍を有しない方

②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12(職員の任免)第 18 条第1項第9号の2の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は育児休業承認期間の令和7年5月1日から令和7年8月 15 日までとなりますが、育児休業職員が育児休業延長の承認を受けた場合は、更新する可能性があります。

6 採用日

令和7年5月1日(木)を予定しています。

7 勤務地

徳山公共職業安定所(山口県周南市大字徳山7510の8)

8 勤務時間・休暇

勤務時間は8時 30 分から 17 時 15 分まで(12 時 00 分から 13 時 00 分までは休憩時間)の1日7時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用

を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、勤務手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1)履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴(就職支援に関する業務に従事した経験については詳細にお書きください)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2)作文の提出

次の課題について、作文による書類審査を実地します。

<作文の課題>(800文字程度)

「志望動機(自らの能力・経験を生かして)」をテーマにして、A4版ヨコ書き、800文字程度で作成してください。

※提出様式は任意とします。

(3)応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、ハローワークの紹介状を添えて、山口労働局総務部総務課人事係あて郵送(直接持参も可)してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

また、応募書類については、不採用の場合、返却いたしません。

11 応募期限

令和7年4月14日(月)

応募書類は当日の消印有効(持参の場合は当日 17:00 まで)とします。

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴及び作文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の作文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和7年4月18日(金)発送予定

(合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和7年4月22日(火)予定

(詳細な日時及び場所については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

令和7年4月24日(木)発送予定

(合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

13 応募などに関する照会先

山口労働局総務部総務課 課長補佐(大西)・人事係長(岡村)

住所: 〒753-8510 山口県山口市巾着町6番16号 山口地方合同庁舎2号館

電話: 083-995-0360

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給)及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験などが考慮されます。(約18万円～約30万円程度。一般的な例)。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等
(給与制度の見直しにより、配偶者月額は令和7年度に引き下げが予定されています。)
 - 住居手当・借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に、家賃額に応じて月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に運賃等相当額(1か月あたり最高150,000円)
 - 期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)・1年間に俸給等の約4.60か月分(令和6年度実績)
(算定期間中の在職期間に応じて支給されます。)